

# 事業報告

## 概要



### ■ 徴収額(37ページ参照)

2024年度の実績額は1,445億8千万円で、これまでの過去最高であった2023年度の実績額(1,371億6千万円)を74億2千万円(5.4%)上回った。

主な内訳としては、インターラクティブ配信が76億6千万円の増(15.7%増)、演奏等が22億9千万円の増(9.7%増)となっている。

### ■ 分配額(38ページ参照)

2024年度の実績額は1,423億3千万円で、これまでの過去最高であった2023年度の実績額(1,351億2千万円)を72億円(5.3%)上回った。

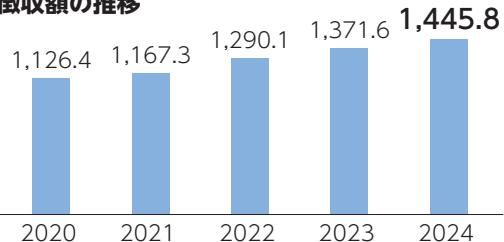
これは、主に2023年10月から2024年12月までの徴収額を反映したもので、インターラクティブ配信で66億5千万円の増(14.3%増)、演奏等で28億円の増(12.1%増)となった。

なお、分配対象作品数は、2023年度より19万作品余り増え、331万3,762作品となった。

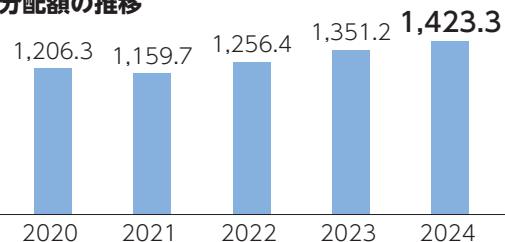
「第11 収支予算執行状況」(37ページ以降)の項目は、割愛しています。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ実績額 単位：億円)

#### 徴収額の推移

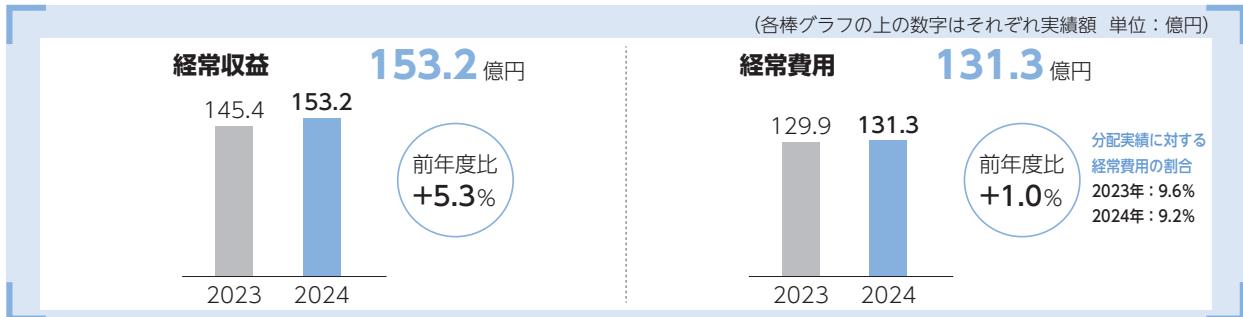


#### 分配額の推移



#### 【分配対象作品数・権利者数(演奏・録音・特定目的複製・複合等全分野を通じたユニーク数)】

	2023年度	2024年度
分配対象作品数	3,121,804作品	3,313,762作品
分配対象権利者数(内国)	著作者 85,801人 音楽出版者 3,071者	著作者 96,301人 音楽出版者 3,297者
分配対象権利者数(外国)	著作者414,254人 音楽出版者51,233者 (120の外国団体を通じて分配)	著作者430,463人 音楽出版者52,653者 (122の外国団体を通じて分配)



## ■ 経常収益(39ページ参照)

2023年度実績額比7億7千万円の増であった。

分配の状況を反映し、管理手数料収入がインターラクティブ配信で6億円、演奏等で3億6千万円の増となった。

## ■ 経常費用(40ページ参照)

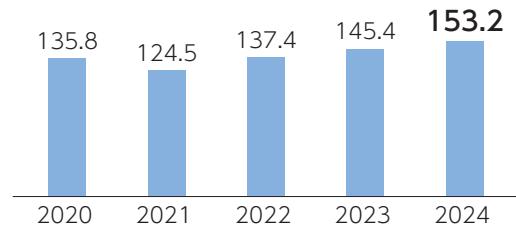
2023年度実績額比1億3千万円の増であった。

主に臨時雇用費及び調査費が増となった。

収支差額金は21億9千万円であった(経常収益の実績額153億2千万円と経常費用の実績額131億3千万円との差額)。この差額金は、「収支差額金分配規程」に基づき、2025年度に分配される。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ実績額 単位：億円)

### 経常収益の推移



### 経常費用の推移



※折れ線グラフは、分配実績に対する経常費用の割合の推移を示している。

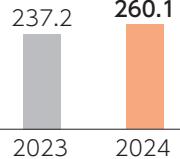
## 第1 徴収関係

主な分野・種目の状況は以下のとおりである。

### 1 演奏

#### 演奏等

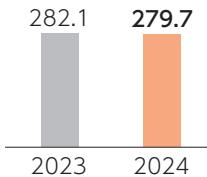
**260.1** 億円



前年度比  
+9.7%

#### 放送等

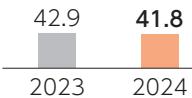
**279.7** 億円



前年度比  
△0.8%

#### 有線放送等

**41.8** 億円



前年度比  
△2.5%

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

### ■ 演奏等

内訳は右の表のとおりである。

上演・演奏会等は、ドーム・アリーナ公演を始めとする大規模演奏会の開催件数が引き続き増加傾向にあることや、使用料規定改定の効果もあり、大幅な増収となった。

社交場とカラオケについては、積極的な訪店交渉、カラオケ事業者との連携強化等により、新規契約件数が解約件数を上回ったこと、カラオケ歌唱室の新規出店などから、2023年度を上回った。

#### 演奏等実績額内訳

(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比
上演・演奏会等	119.4	119.1%
社交場	18.0	103.4%
カラオケ	103.0	102.4%
BGM	5.7	100.0%
ビデオ上映	4.5	136.1%
遊技機※(上映・演奏)	9.3	96.0%

※使用料の対象となるのは、パチンコ・パチスロ

## ■ 放送等

内訳は右の表のとおりである。

番組放送については、使用料の算定基礎となる各事業者の2023年度放送事業収入の減少(※)の影響を受けた。

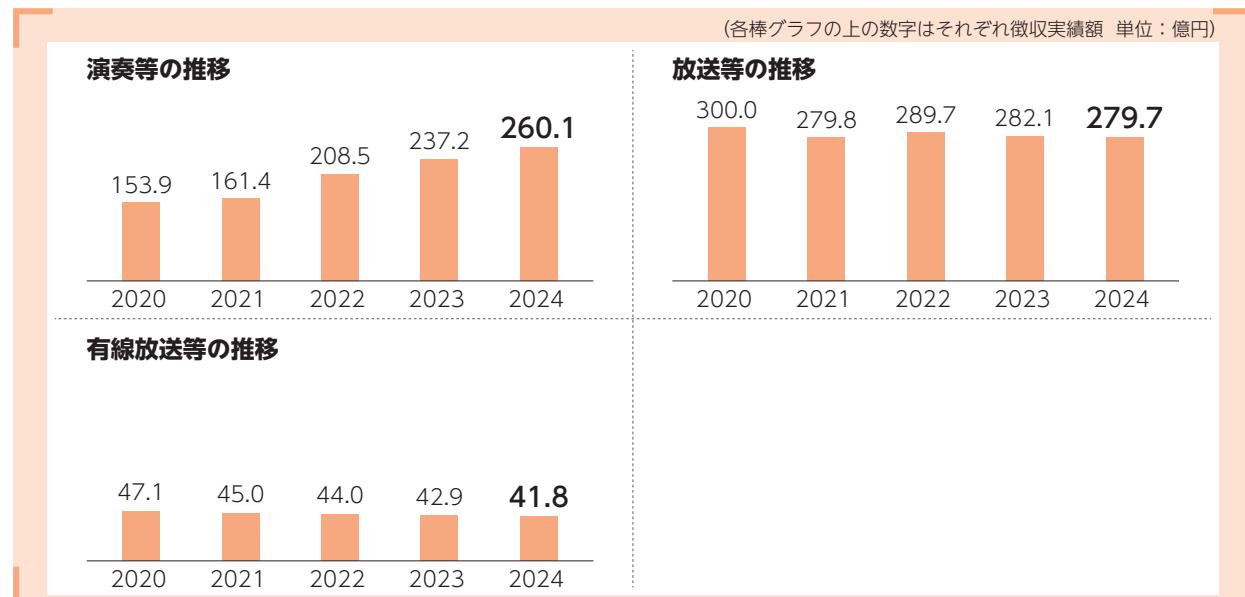
放送等実績額内訳		(単位：億円)
利用方法	実績額	前年度比
番組放送	217.8	94.7%
CM放送	61.9	119.0%

※ 2022年度の放送事業収入に「FIFAワールドカップカタール2022」及び「北京2022冬季オリンピック・パラリンピック競技大会」に係る広告収入が含まれていたことによる。

CM放送は、アルコール飲料や清涼飲料水の分野で管理楽曲を利用したCMが好調であったことなどから、大幅に増収となった。

## ■ 有線放送等

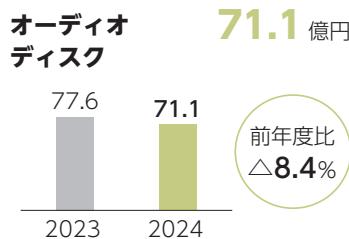
有線ラジオ放送、有線テレビ放送のいずれも2023年度実績額を下回った。これは、使用料の算定基礎となる2023年度の放送事業収入が全体として減少したことなどによるものである。



## 2 録音 特定目的複製

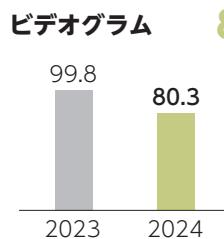
(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

オーディオ  
ディスク



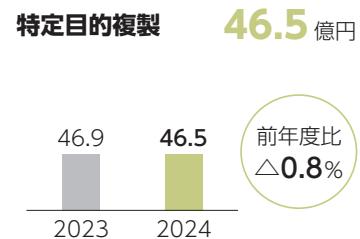
71.1 億円

ビデオグラム



80.3 億円

特定目的複製



46.5 億円

### ■ オーディオディスク

音楽の流通形態がサブスクリプションサービスを始めとする配信に移行していることなどから、アルバムを中心に生産数が減少した。

### ■ ビデオグラム

パッケージからサブスクリプションサービスへの移行が進んでいることなどから、生産数が大幅に減少した。

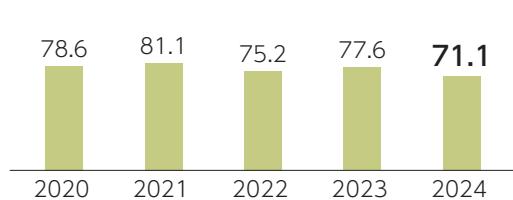
### ■ 特定目的複製

広告目的複製については、2023年度実績額を大幅に上回った。これは、清涼飲料水、アルコール飲料、金融及び自動車関連のCMに管理楽曲が活発に利用されたことなどによるものである。

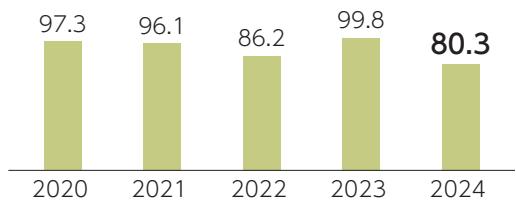
ゲーム目的複製については、2023年度実績額を下回った。これは、家庭用ゲームの流通販売経路についてパッケージから配信へのシフトが進んでいること、遊戯機を設置する店舗が減少していることなどから、請求対象となる製品数や製造数が減少したことによるものである。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

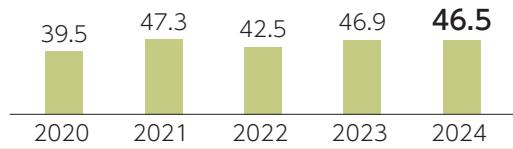
### オーディオディスクの推移



### ビデオグラムの推移



### 特定目的複製の推移



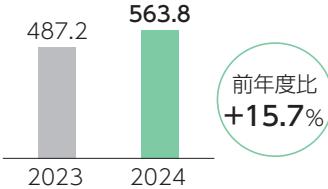
### 3 複合

#### 通信カラオケ 59.9 億円



(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

#### インタラクティブ配信 563.8 億円



#### ■ 通信カラオケ

カラオケ歌唱室の新規出店などから、増収となった。

#### ■ インタラクティブ配信

内訳は右の表のとおりである。

音楽ダウンロードについては、サブスクリプションサービスの普及により、市場の縮小が続いている。

音楽サブスクリプションについては、大手配信事業者が提供するサービスにおいて会員数の増加が続いていること、サービス内容に応じた契約更改を行ったことなどから、増収となった。

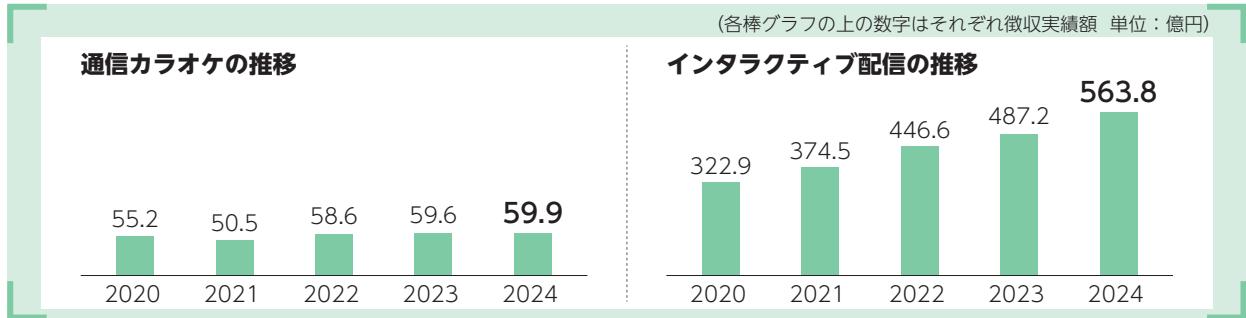
動画等については、大手配信事業者の提供するサービスを中心に好調を維持しているほか、一部のサービスにつき過去分使用料の入金があったことなどから、大幅な増収となった。

インターネットCMは、大手通信関連企業が動画投稿サービスやSNSに積極的に広告を出稿したことなどから、増収となった。

#### インタラクティブ配信実績額内訳

(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比
音楽ダウンロード	10.9	90.8%
音楽サブスクリプション	243.4	109.1%
動画等(動画サブスクリプション、動画投稿サービス等)	282.8	125.9%
インターネットCM	16.2	105.7%
その他	10.3	86.2%



## 4 TOPICS

### 1 音楽教室規定に関する音楽教育を守る会との合意

音楽教室事業者らで構成される「音楽教育を守る会」との約2年に及ぶ使用料規定に関する協議が合意に至った。新たな規定は、音楽文化の発展とそれを支える音楽教育の継続性と、著作権の適切な保護の両立を目指したものであり、特にこどものレッスンにおいて楽曲の選定に制約が課されないよう配慮した内容となっている。文化庁への届出日である2025年2月28日には、音楽教育を守る会と合同で記者会見を行い、音楽教室規定に関して合意したことを見た(同規定は同年4月1日から実施)。

### 2 業務用音楽配信に関する規定の整備

飲食店や美容室などの店舗向け音楽配信について、利用実態を踏まえて従来の取扱いを整理し、「業務用音楽配信」として使用料規定を新設した(2025年5月1日から実施)。

### 3 放送同時配信等サービスに関する取扱い

ビジネスモデルやサービスの内容に応じた適正な使用料評価の在り方について、放送等メディア委員会の答申(2024年3月5日付け)で示された方向性を踏まえて日本放送協会(NHK)及び一般社団法人日本民間放送連盟(民放連)と協議を行った結果、以下の内容で合意に至った。

#### (1) NHK

受信料を財源とした「NHKプラス」などの配信サービスに適用する使用料の取扱い等について、NHKの配信業務が本格化する2025年10月以降は放送と配信とに分けた上で、新たな取扱いを定める。

#### (2) 民放連

TVer等の広告型動画配信サービスに適用する使用料規定を「放送等」から「インターラクティブ配信」に変更し、同時配信、追っかけ配信を許諾範囲に加える。

### 4 外国入金増加等に向けた取組

音楽コンテンツの海外展開が進む中、管理楽曲の外国地域における利用について適正な徴収・分配を確保するため、以下の取組を行った。

#### (1) 海外におけるYouTube利用の管理強化

12月、海外におけるYouTubeでの管理楽曲の利用について、Muserk社(アメリカの著作権管理事業者)への管理委託地域を米国を含む34地域に拡大し、対象となる権利に演奏権を追加したことにより、管理対象範囲が大幅に拡大した。

## **(2) GDSDXを活用した管理推進**

GDSDXに参加する著作権管理団体の拡大を図った結果、新たに7団体が加わり、2025年3月時点で当協会を含む12団体に増加した。より多くの地域においてGDSDXを通じた円滑な作品管理が推進された。

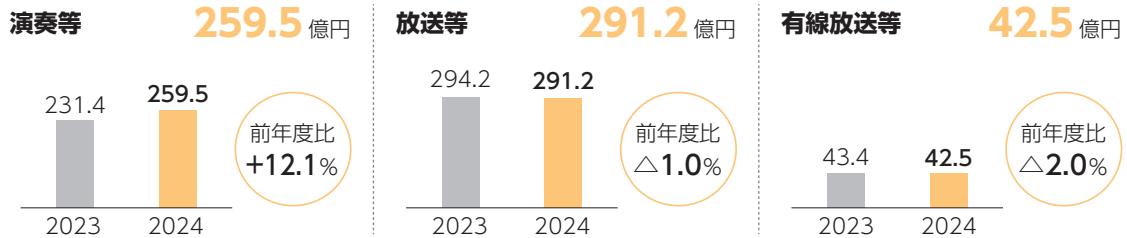
## **(3) キューシート情報の登録**

管理楽曲が収録されたアニメ等の動画コンテンツを各国の著作権管理団体が的確に特定することができるよう、約1万5千件のキューシート情報とともに、約3万件の外国語表記のタイトルをCISAC(著作権協会国際連合)が運営するデータベースに追加登録した。

## 第2 分配関係

主な分野・種目の状況は以下のとおりである。

### 1 演奏



#### ■ 演奏等

上演・演奏会等、社交場及びカラオケについて2024年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。2023年度実績額を上回ったのは、大規模演奏会を中心に開催件数が増加傾向にあることなどによる。

#### 演奏等実績額内訳

(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比	分配対象作品数
上演・演奏会等	114.0	121.8%	290,514
社交場	17.5	103.0%	28,517
カラオケ	108.3	104.5%	354,113
BGM	5.5	101.9%	508,240
ビデオ上映	4.3	144.7%	219,574
遊技機※(上映・演奏)	9.6	112.5%	904

※使用料の対象となるのは、パチンコ・パチスロ

#### ■ 放送等

番組放送は、NHK、民放地上波ラジオ及び民放地上波テレビについて2023年10月から2024年9月までの利用分として支払われた使用料、コミュニティ放送、放送大学学園、民放衛星ラジオ及び民放衛星テレビについて2023年4月から2024年3月までの利用分として支払われた使用料が分配対象となっている。

#### 放送等実績額内訳

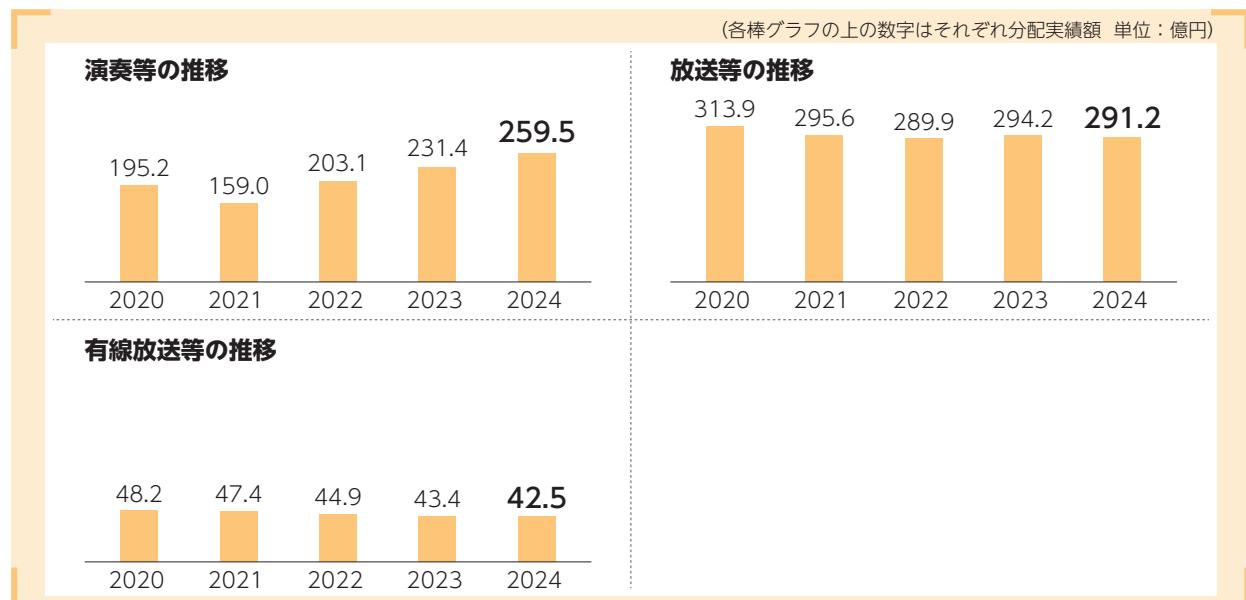
(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比	分配対象作品数
番組放送	234.0	96.0%	830,497
CM放送	57.2	113.6%	441

CM放送は、2023年10月から2024年9月までに支払われた使用料が分配対象となっている。2023年度実績額を上回ったのは、飲料・通信の分野で管理楽曲を利用したCMが好調であったことなどによる。

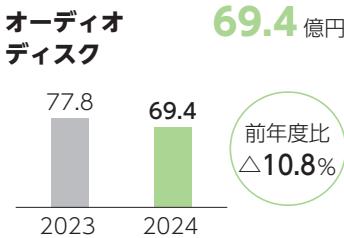
## ■ 有線放送等

有線ラジオ放送は2023年4月から2024年3月までに支払われた使用料が、有線テレビ放送は2023年4月から2024年3月までの利用分として支払われた使用料が分配対象となっており、いずれも2023年度実績額を下回った。分配対象作品数は、有線ラジオ放送が400,788作品、有線テレビ放送が253,694作品であった。



## 2 録音 特定目的複製

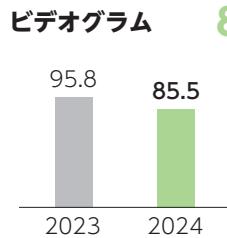
### オーディオディスク



69.4 億円

前年度比  
△10.8%

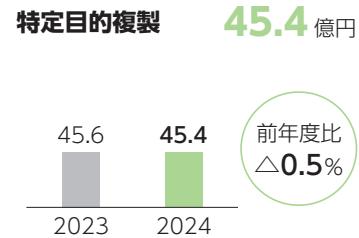
### ビデオグラム



85.5 億円

前年度比  
△10.8%

### 特定目的複製



45.4 億円

前年度比  
△0.5%

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

### ■ オーディオディスク

大手レコード会社など包括契約者について2024年5月・8月・11月・2025年2月に支払われた使用料、包括契約者以外の利用者について2024年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、504,406作品であった。

### ■ ビデオグラム

大手映像ソフト制作会社など包括契約者について2024年3月・6月・9月・12月に支払われた使用料、包括契約者以外の利用者について2024年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、164,697作品であった。

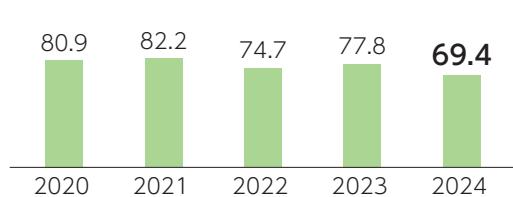
### ■ 特定目的複製

広告目的複製は、2024年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、815作品であった。

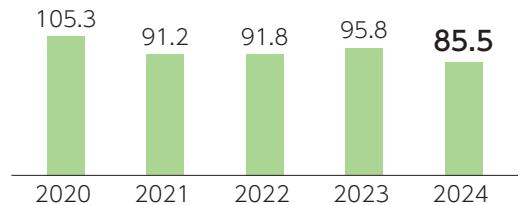
ゲーム目的複製は、2024年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、2,559作品であった。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

### オーディオディスクの推移



### ビデオグラムの推移

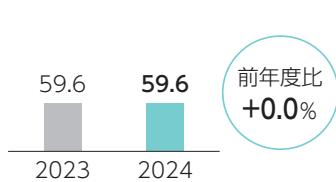


### 特定目的複製の推移



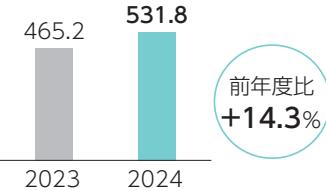
### 3 複合

#### 通信カラオケ 59.6 億円



(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

#### インタラクティブ配信 531.8 億円



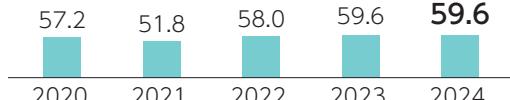
#### ■ 通信カラオケ

2024年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、339,650作品であった。

#### ■ インタラクティブ配信

2024年1月から12月までに支払われた使用料及び2025年1月に支払われた使用料(大規模音楽配信分)が分配対象となっている。2023年度実績額を大きく上回ったのは、音楽・動画のサブスクリプションサービスや動画投稿サービスが好調を維持していること、一部サービスの過去分使用料が含まれることなどによるものである。分配対象作品数は、2,751,434作品であった。

#### 通信カラオケの推移



(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

#### インタラクティブ配信の推移



## 4 TOPICS

### 1 分配明細データ詳細版の拡充

外国入金に係る分配明細データ詳細版について、2025年3月分配期から全ての会員・信託者を対象として提供を開始した。これは、分配対象となった楽曲が利用された利用形態、計算期間、利用回数・枚数及び分配額等の情報を掲載したもので、多くの委託者から実現に向けた要望が寄せられていた。

また、これまで申込みが必要であった他の種目の分配明細データ詳細版についても、2025年3月分配期から全ての会員・信託者を対象に提供を開始した。

### 2 著作物使用料分配規程の変更

管理事業者によって権利確定基準日が異なることに伴う懸念を解消し、管理事業者間の健全な競争の促進に資するため、著作物使用料分配規程を変更し、業務用通信カラオケ使用料の分配における権利確定基準日を下表のとおりとした(9月分配期から適用)。

分配対象著作物	入金月	権利確定基準日		分配期
		変更前	変更後	
4月 - 6月利用分	9月	9月30日	<b>6月30日</b>	12月
7月 - 9月利用分	12月	12月31日	<b>9月30日</b>	3月
10月 - 12月利用分	3月	3月31日	<b>12月31日</b>	6月
1月 - 3月利用分	6月	6月30日	<b>3月31日</b>	9月

### 3 作品届未提出への対応

作品届が提出されない作品については、利用実績を把握しても、関係権利者とその分配率を確定できず分配保留となる。これを解消するため、内国作品についてはJ-Wid Masterの「保留作品検索」の活用を進め、外国作品についても音楽出版者・外国団体に対して作品届等の提出を依頼した。これらの結果、19,227作品(3億6千万円)の分配保留の解消につながった。

## 4 管理手数料実施料率の引き下げ

(1) 2025年3月分配期に適用する管理手数料実施料率の一部を引き下げた。

使用料の区分	届出料率	2024年度実施料率	2025年3月分配期
演奏等	大規模演奏会等	25%	12.5% <b>10.5%</b>
	カラオケ	25%	21% <b>20%</b>
業務用通信カラオケ	10%	9%	<b>7%</b>
放送等	10%	8.5%	<b>6.5%</b>
インターラクティブ配信	10%	9.5%	<b>7.5%</b>
授業目的公衆送信補償金	20%	9.5%	<b>7.5%</b>

(2) 2025年度の各分配期に適用する管理手数料実施料率について、演奏等(カラオケ)の区分を21%から20%に引き下げるなどを決定した(2025年2月5日理事会決議)。

※ 実際の使用料分配額に対する運営費用の実費の割合は、9.2%(2024年度。3ページ参照)である。

## 第3 違法利用等への対応

### 1 法的措置

#### (1) 演奏

( )内は2023年度

刑 事	民 事					合 計
告訴	本案訴訟	仮処分	民事調停	支払督促	その他	
0件 (1件)	0件 (0件)	3件 (3件)	1,343件 (1,282件)	28件 (13件)	22件 (12件)	1,396件 (1,311件)

#### (2) 複製

SNSを用いて管理楽曲を多数収録したライブ映像の無断複製物を販売していた者(1名)及び無断複製物を古物買取業者に買い取らせていた者(1名)を告訴した。

また、使用料の滞納について、民事調停(2件)、支払督促(1件)及び債権差押命令申立て(3件)を実施した。

#### (3) 公衆送信

ファイル共有ソフト「qBittorrent」を悪用して音楽ファイル等を無断でアップロードしていた者(1名)を告訴したほか、使用料の滞納について、債権差押命令の申立てを1件実施した。

### 2 インターネット上の違法利用対策

リーチサイト・リーチアプリ(※)について、広告主団体に対する広告出稿抑止の要請、広告事業者に対する広告削除の要請を実施した。また、下表の監視・警告を継続的に実施した。

※ 他のウェブサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト・アプリケーション

監視システム(J-MUSE) を活用した対応	利用許諾契約の締結又はファイル等の削除を求めるメールの送信 インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対する送信防止措置要請通知	440件 1,449件
ファイル共有ソフトを 悪用した侵害への対応	音楽ファイル等の削除を求める通知を侵害者に送るようISPに要請	6,678件
海賊版出品への対応	インターネット上のオークション・フリーマーケット運営者に対する情報削除要請	62,588件

## 第4 委託者サービスの向上及び新規委託者獲得のための取組

### 1 「JASRAC Creator's Path」の開催

音楽クリエイターを対象としたトークイベント「JASRAC Creator's Path」を開催し、音楽著作権の基礎知識や当協会の役割に対する理解の促進を図った(12月及び2025年2月)。

### 2 「JASRAC Welcome DAY」の開催

新規委託者の当協会業務に対する理解を促進することなどを目的とした新たな取組として、2025年2月、「JASRAC Welcome DAY」を初めて開催した。

### 3 「Music Publisher Masterclass Presented by JASRAC and YouTube」の開催

2023年度に実施した個人作家向けのイベントに続き、音楽出版者向けイベント「Music Publisher Masterclass Presented by JASRAC and YouTube」をGoogle社と共に開催し、Content ID(YouTube上の著作権で保護されたコンテンツを著作権者が保護・管理するためのツール)や当協会の役割に対する理解の促進を図った(4月)。



パネルディスカッションの様子

### 4 音楽出版者への説明

当協会の管理業務に関する正しい情報を発信して管理委託を促進するため、音楽出版者に対し、インターラクティブ配信の管理業務の現状や当協会に管理委託することのメリットなどについて説明した結果、管理委託範囲の変更により人気作品が当協会の管理作品となるなどの成果があった。

### 5 メールマガジンの配信を開始

会報記事、イベント情報など、委託者に役立つ情報を発信するため、「JASRACメールマガジン」の配信を開始した(2025年2月)。

## 【新規信託契約締結者数等】

### (1) 新規信託契約締結者数

新規の信託締結者数は595であった。

信託契約の締結と入会手続とを完全に分離して現行の制度とした1999年度以降でこれまでの過去最多であった2023年度の新規の信託締結者数(561者)を上回った。

### (2) 新規入会者数

新規入会者数は86であった。

また、4月1日付けで新たに正会員(法人法上の社員)となった者は34者(著作者32者、音楽出版者2者)であった。

新規信託契約締結者数及び新規入会者数 ( )内は2023年度

	著作者	音楽出版者	その他	合計
新規信託契約締結者数	495 (472)	96 (86)	4 (3)	595 (561)
新規入会者数	75 (77)	9 (6)	2 (0)	86 (83)

会員数及び信託数(2025年3月31日現在)

	正会員	会 員 準会員	合計	信 託 者(※)	信 託 数
作詞者	223	972	1,195	1,808	3,003
作曲者	305	664	969	1,840	2,809
作詞・作曲者	742	1,432	2,174	4,238	6,412
音楽出版者	245	448	693	3,056	3,749
承継者	-	162	162	4,892	5,054
その他	-	12	12	27	39
合 計	1,515	3,690	5,205	15,861	21,066

※ 信託契約を締結して当協会に著作権の管理を委託した者(信託法上の委託者)のうち、入会はしていない者(定款上の会員ではない者)を「信託者」と呼んでいる。

この表においては、音楽出版者(会員である音楽出版者及び信託者である音楽出版者)が事業部を単位として複数の信託契約を締結している場合における2本目以降の信託の数を全て、便宜上、音楽出版者の「信託者」欄の数に含めている。

## 第5 広報関係

### 1 当協会の役割等への理解の促進を図る取組

#### (1) 公式アカウントでの情報発信

当協会とその事業に関する情報を広く迅速に発信するため、X、Facebook及びYouTubeの公式アカウントの活用を継続した。

また、新たにInstagramの公式アカウントを開設し、情報発信を強化した(2025年3月)。

各アカウントの投稿数は、Xは287件、Facebookは130件、YouTubeは76本(うちショート動画49本)、Instagramは8件である。

#### (2) 記者会見

5月及び10月、記者会見を開催し、事業概況等の報告を行うとともに、音楽業界の現状、課題に対する考え方や取組を説明した。

#### (3) 放送媒体等の活用

音楽クリエイターや音楽ファンへの情報発信の強化を目的として、放送媒体等を活用した以下の取組を実施した。

- 中高生を主なリスナーとするラジオ番組「SCHOOL OF LOCK!」(TOKYO FM)において、協賛コーナー、CM等を放送するとともに、番組公式Xと連動したキャンペーンを行った。
- 地上波テレビ27局ネットで放送されている音楽情報番組「Music B.B. Japan」において、「JASRAC音楽著作権講座」を放送するとともに、同講座を当協会公式YouTubeで公開した。
- 音楽クリエイターやエンタメ・カルチャーへの関心度が高い層を主なリスナーとするJ-WAVEのラジオ番組「TOKYO M.A.A.D SPIN」において、協賛コーナー、CM等を放送した。
- 音楽系の情報を発信しているウェブメディア「DTMステーション」に記事広告を出稿したほか、同メディアが運営するYouTube及びニコニコ動画上の音楽情報番組「DTM Station Plus!」に職員が出演し、著作権制度や当協会業務について説明した。
- 音楽系の情報を発信しているウェブメディア「音楽ナタリー」及び「リアルサウンド」に記事広告を出稿した。

#### (4) イベントの開催等

当協会のイメージアップや著作権制度に対する理解促進を図るため、以下の取組を実施した。

- ・ 音楽クリエイター、音楽ファン、業界関係者等に向けた3人のクリエイターによるトークイベント「「10年の音楽地図」～Supported by JASRAC～」を開催した(2025年3月)。
- ・ 日比谷音楽祭2024に協賛するとともに、公演ステージの生配信の中で職員が出演する企業紹介動画を配信した(6月)。
- ・ TOKYO FMとSony Musicなどが主催する10代限定の音楽コンテスト「マイナビ閃光ライオット2024」に協賛してブースを出展した(8月)。



(「10年の音楽地図」の様子。左から音楽プロデューサーの本間昭光さん、DREAMS COME TRUEの中村正人さん、いきものがかりの水野良樹さん)

## 2 表彰等

### (1) JASRAC賞

2023年度の分配額上位作品の著作者・音楽出版者を表彰した。

### (2) JASRAC音楽文化賞

売上や利用実績などの数字には表れない地道な活動を行い、音楽文化の発展に寄与した功績を称え、3者を顕彰した。

### (3) 長期契約者への感謝状贈呈

30年以上にわたって当協会と利用許諾契約を締結し、著作物使用料の支払により新たな創作を支えてくださった全国の485者に対し感謝状を贈呈した。

## 3 寄附科目等

寄附科目(放送大学学園)を通じた著作権制度の普及啓発や、著作権法等奨学研究会(東京大学)を通じた研究支援の取組を継続した。

## 第6 適切な競争環境の構築のための取組

### 1 BGM包括使用料への利用割合の反映開始

10月1日、BGM包括使用料への利用割合(利用された楽曲に占める管理楽曲の割合)の反映を開始した。

### 2 コンプライアンス研修の実施

健全な競争環境の維持・向上を目的として、独占禁止法に関するコンプライアンス研修を行った。

## 第7 音楽文化事業

### 「音楽文化事業」について

著作物資料(作品届等)が提出されないために分配保留となっている使用料のうち、保留の開始から10年以上が経過した部分を、毎年度、全ての委託者に共通する目的にかなう事業のための支出に充てる制度(管理委託契約約款22条)。実施事業の具体的な内容については「音楽文化事業に関する有識者委員会」における検討結果を踏まえ、理事会で決定することとしている。

### 1 在外研究支援「JASRAC国際フェローシップ」(※)

2023年度に研究を開始した一人目と二人目の在外研究員が、8月及び10月にそれぞれ研究を終えて帰国し、2025年3月、理事会へ研究成果報告を行った。

※ 著作権を含む知的財産権の研究者が外国の研究機関において研究するために必要な費用を支給する事業



(エストニア・タルトゥ大学での発表の様子)

### 2 教育・啓発事業「JASRAC著作権アカデミー」

教育現場や一般市民に対してより正確で質の高い情報を提供することで著作権の保護と利用の円滑化を促進することを目的として、五つの取組を相互に連携させながら行う事業である「JASRAC著作権アカデミー」を以下のとおり実施した。

- ① 講師キャスティング(選定)
- ② 公募型一般講座「出張講座 JASRACラーニングスクエア」
- ③ 公募型寄付講座「寄付講座 JASRACキャンパス」
- ④ 教材制作
- ⑤ 講義・教材の配信



(1) 公募型寄付講座「寄付講座 JASRACキャンパス」(上記③)について、最初の寄付先として6件の講座を決定した(2025年2月理事会決定)。これらの講座は、外部の学識経験者5名で構成される「寄付講座 JASRACキャンパスに係る講座の選考に関する委員会」の選考結果を踏まえて決定されたもので、同年4月以降に順次開講する。

#### 【寄付先(五十音順)】

- ・大分県立芸術文化短期大学／情報コミュニケーション学科
- ・昭和音楽大学、昭和音楽大学短期大学部／音楽学部、音楽科
- ・信州大学／社会基盤研究所
- ・同志社大学／法学部・法学研究科
- ・福島大学／全学類
- ・早稲田大学／大学院法務研究科

(2) 公募型一般講座「出張講座 JASRACラーニングスクエア」  
(上記②)について、33件の講座を実施した。2023年度に開始したこの取組は、講座の開講希望者を公募し、あらかじめ登録されている講師の中から、応募者が希望する講義の内容に応じ、講師を選定した上で、講義の提供を行うものである。



(愛知文教女子短期大学で開催された第12回「出張講座 JASRACラーニングスクエア」のグループワークの様子)

### 3 クリエイター等への支援事業

音楽クリエイターの人材育成と飛躍の促進及び音楽クリエイターを志す者が安心してプロになれる環境の整備を目的として、次の①から③までのプログラムを選択的に、又は並行して行う事業である「クリエイター等への支援事業」について、実施に向けた検討を進めた。

- ① チャレンジ資金支援プログラム
- ② クリエイター交流プログラム
- ③ 団体助成等プログラム(音楽クリエイター団体への助成に関する取組及びデジタルアーカイブ等の実現に向けた取組)

### 4 著作権等に関する意識調査及び音楽文化事業の評価・検証

「音楽文化事業に関する有識者委員会」(第2期)は、次の①②を提言する第2次答申を2025年3月理事会に提出した。この答申を踏まえ、理事会で事業内容を決定の上、順次実施する予定である。

- ① 著作権の教育又は啓発に係る事業に関し、教育・啓発すべき対象を見定めるとともに、より効果的な事業内容の立案及び既存事業の強化に役立てることを目的として、三つの分野(教育・音楽・社会一般)を対象に著作権等に関する意識調査を実施する(2025年度及び2026年度に実施予定)。
- ② 実施済み又は実施中の音楽文化事業の効果等を検証するため、理事会が設定した目的又は観点に基づき、外部評価及び自己評価を行う(実施の時期は、事業の対象範囲や実施期間に応じて設定する。)。

## 第8 対処すべき課題

### 1 本部事務所の移転に向けた取組

12月4日、理事会において、本部事務所及び東京支部の移転先を「赤坂インターシティAIR」(東京都港区)に決定した(移転は2026年7月頃を予定)。

移転先は、役員へのインタビュー、社内アンケート、プロジェクトチームによるワークショップなどを通じて明確化した移転後のオフィスで実践する新しい働き方のビジョンや、それを実現するためのオフィス空間の設計指針などを踏まえて決定したものである。

30年振りとなる本部事務所移転を当協会の組織力強化と更なる成長につなげるため、「委託者・利用者へのきめ細かなサービスの実現」と「職員間の対面コミュニケーション充実化による組織内の連携強化」をコンセプトに据え、移転に向けた準備を進めた。

また、移転先のオフィス空間の有効活用等を目的に紙文書と物品等の削減を推進した。

### 2 生成AIへの対応

生成AIの急速な普及によって創造のサイクルをめぐる秩序が揺さぶられている中、文化芸術とコンテンツビジネスの持続的発展のため、クリエイターが安心して創作に専念できるようにすることを目的として、創造のサイクルとの調和が取れたAI利活用の枠組みの実現に向け、以下の取組を行った。

- (1) 文化審議会及び同審議会著作権分科会に渡辺俊幸理事が委員として参加し、少なくとも権利者が無条件にオプトアウトの権利を行使することができるよう、著作権法30条の4(生成AIの開発のための著作物利用を原則として自由とする権利制限規定)の見直しを含めた早急な対応を強く求める意見を述べた。
- (2) 「知的財産推進計画2025」の策定に向けた意見募集(12月)、AI戦略会議・AI制度研究会の「中間とりまとめ(案)」に関する意見募集(2025年1月)に対し、著作権法30条の4の見直しを求める意見等を提出した。
- (3) 生成AIを利用した作品を当協会に届け出る際の注意点などをまとめた「AIを利用した作品の取り扱い(ガイドライン)」を一部改訂し、歌詞又は楽曲の一方をAIが自律生成した作品の取り扱いを追記した。
- (4) CISAC(著作権協会国際連合)等の会議に役職員が参加するなどして、諸外国におけるAI政策やそれに対する各国の著作権管理団体の対応等について情報収集を行った。
- (5) 「AIに関する音楽団体協議会」(※1)の一員として「AIと著作権に関する関係者ネットワーク」(※2)に参加し、情報収集等を行った。

※1 生成AIの急速な普及による様々な懸念へ対処し、「for Creators、for Artists」の理念の下、調和の取れた生成AIの利活用の枠組みの実現に向けて検討や提言を行うことを目的として2023年12月に設置した。

※2 生成AIに関わる当事者(開発事業者、権利者等)間の情報共有や意見交換を目的として、文化庁及び経済産業省が開催している。

### 3 メタバース等への取組

クリエイターの新たな創作をサポートする観点から、メタバースやWeb3.0における音楽著作物の利用、NFTを介して行われる音楽著作物の流通等について、許諾・徴収の将来的な在り方の検討を進めるため、政策や市場・事業者の動向に関する情報の収集等を継続した。なお、足元では、メタバース上のバーチャルライブ等を、現行の使用料規程に適宜当てはめて、許諾している。

### 4 國際的な連携強化

- (1) CISAC(著作権協会国際連合)総会・理事会・各委員会及びBIEM(録音権協会国際事務局)総会・執行委員会などの国際会議において、生成AIに関する諸問題や国際間の円滑な著作権管理の推進などについて議論や情報交換を行った。4月のBIEM総会において、須子真奈美常務理事が執行委員に再選出された。
- (2) 6月、青山学院大学と世界税関機構が発展途上国の税関職員等向けに実施している「戦略経営・知的財産権プログラム」の一環として来会したバングラディッシュ等の税関職員10名に対し、当協会の役割などについて説明した。
- (3) 7月、文化庁がベトナムにおける日本の権利者の権利行使、対価還元の支援及び両国の文化交流の促進を目的として実施した「令和6年度海賊版対策事業(日越著作権協力事業)」の一環で来会したベトナム文化・スポーツ・観光省職員6名に対し、演奏及び放送分野の許諾業務をテーマとした講義を行った。
- (4) 11月、リヤド(サウジアラビア)で開催された「eスポーツワールドカップ」(7月3日から8月25日まで開催)及び「ファイナルファンタジーコンサート」(11月28日・29日開催)における管理楽曲の利用について、ESMAA社(アラブ首長国連邦の著作権管理事業者)との間で管理委託契約を締結した。
- (5) KOSCAP(韓国の著作権管理団体)のレパートリーについて、日本国内における管理を当協会が行うことを内容とする片務契約を締結した(2025年1月1日発効)。なお、韓国国内における当協会のレパートリーの管理は、2008年に締結した相互管理契約に基づきKOMCA(KOSCAPとは別の韓国の著作権管理団体)が行っている。
- (6) AllTrack社(アメリカの著作権管理事業者)のレパートリーについて、日本国内における管理を当協会が行うこととする片務契約を締結した(2025年3月1日発効)。なお、アメリカにおける当協会のレパートリーの管理は、演奏権をASCAP、BMI、SESAC(いずれもアメリカの著作権管理団体)が、録音権をMuserk社(アメリカの管理事業者)が行っている。
- (7) 2025年2月、文化庁がWIPO(世界知的所有権機関)への任意拠出金を通じて2023年度から開始した「WIPO著作権集中管理団体メンターシッププロジェクト」の一環で、バングラディッシュ等の知的財産局職員、管理団体職員などに対し、当協会の演奏権管理と法的措置などにおける実務に関して研修を行った。

(8) 管理実務についての情報収集、意見交換等を目的として、下表のとおり、実務者交流会を実施した。

時期	団体名等
2024年 4月、2025年2月	COMPASS(シンガポールの著作権管理団体)
2024年 5月、10月、2025年3月	ASCAP(アメリカの著作権管理団体)
2024年 6月	SACM(メキシコの著作権管理団体)
2024年 7月、9月	MCSC(中国の著作権管理団体)
2024年 7月～12月	Muserk社(アメリカの著作権管理事業者)
2024年 9月	PRS(イギリスの著作権管理団体)
2024年11月、2025年3月	GEMA(ドイツの著作権管理団体)
2025年 1月	KOSCAP(韓国の著作権管理団体)

## 5 デジタル技術の活用

(1) ブロックチェーン技術を活用した存在証明機能とeKYC機能を備える楽曲情報管理システム「KENDRIX」(※)について、以下のアップデートを行った。

- 当協会と信託契約を締結していない音楽クリエイターであっても「IPIナンバー」(著作権者を識別するため、著作者等に割り当てられる国際的な識別番号の総称)を取得できる機能の追加(7月)
- 楽曲「お披露目ページ」の作成・公開機能の追加(12月)
- 「クリエイタープロフィール」の作成・公開機能の追加(12月)

また、2025年3月、KENDRIX利用促進及びクリエイター同士の交流の促進を目的として、「学び」「刺激」「交流」を軸とする来場者(クリエイター)に実用的で成長につながる音楽体験を共有するコミュニティイベント「KENDRIX EXPERIENCE」を開催した(2024年3月に続き2回目の開催)。

※ 「すべての音楽クリエイターがCreation Ecosystemに参画できる世界へ」というコンセプトの下で、音楽クリエイターが自ら行う楽曲管理におけるDXを支援することを目的として、開発を進めているプラットフォーム

(2) 業務効率化や生産性向上を図るために2023年度に導入したテキスト生成AI技術を活用した法人向けサービスについて、機能を最大限活用できるよう改善を試みながら、活用を推進した。

(3) RPA(デスクトップ業務を自動化できるソフトウェアロボット)ツール及びAI-OCR(※)を活用し、データ処理等の業務の効率化を図る取組を継続した。

※ 画像データのテキスト部分を認識して文字データに変換するOCR(光学文字認識)にAI技術を融合させたもので、従来のOCR技術に比べて文字認識精度が高い。

## 6 組織力強化のための取組

### (1) 柔軟な働き方と生産性の向上

テレワーク、時差出勤及びオンライン会議の活用を行うなど、個々の従業者の事情に応じた柔軟な働き方の実現と生産性の向上を図る取組を継続した。

### (2) 人材育成

- ・ 著作権管理の実務に習熟するためのセミナー・研修、役職等に応じた階層別研修、経営やビジネス文書作成技術等を習得するための研修を職員に受講させた。
- ・ 将來の経営層を担う人材の育成を目的として2021年度に創設したMBA(経営学修士)取得支援制度について、職員2名が同制度初となる海外の大学院(ビジネススクール)への留学を開始した(国内の大学院については1名の職員が2023年度にMBAを取得済みである。)。

## 第9 役員等に関する事項

### 1 会長並びに理事、監事及び会計監査人

2025年3月31日現在

会長	理事長	重要な兼職等
弦哲也	伊澤一雅	CISAC(著作権協会国際連合)理事

常務理事	担当	重要な兼職等
中戸川直史	組織本部統括 労務担当 特命：監査部	(公社) 著作権情報センター 理事長 (一財) 日本音楽産業・文化振興財団 副理事長
増田裕一	業務本部統括	(一社) 私的録音録画補償金管理協会 理事 (一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会 理事
須子真奈美	資料分配本部統括 国際担当 ダイバーシティ推進担当	BIEM(録音権協会国際事務局) 執行委員 (一社) 音楽情報プラットフォーム協議会 副代表理事 (一財) 日本音楽産業・文化振興財団 監事
河邊基晴	財務担当 渉外担当	

常任理事	担当	重要な兼職等
露木孝行	業務本部長 特命：会務部	
宇佐美和男	組織本部長 特命：放送メディア部・ ネットメディア部	日本国際著作権法学会(ALAI JAPAN) 理事 (一社) 私的録音録画補償金管理協会 常任理事 (一社) 図書館等公衆送信補償金管理協会 監事
嶋谷達也	資料分配本部長 情報システム担当	(一社) 著作権情報集中処理機構 理事

理事(正会員作詞者区分)	重要な兼職等がある場合はその旨
木本慶子	たきのえいじ
ねじ式	前田たかひろ
巻上公一	松井五郎

理事(正会員作曲者区分)		重要な兼職等がある場合はその旨
エンドウ.	(一社) 日本音楽作家協会 会長	岡千秋
小六禮次郎	(一社) 日本作編曲家協会 理事長 (一社) 日本音楽作家団体協議会 理事長	関美奈子
千住明		渡辺俊幸

理事(正会員音楽出版者区分)		重要な兼職等がある場合はその旨	
稻葉豊	(一社) 日本音楽出版社協会 会長 (株) ユーズミュージック 代表取締役社長	海本泰	(株) 日音 代表取締役社長
立本洋之	(株) フジパシフィックミュージック 代表取締役社長	平野達郎	渡辺音楽出版(株) 取締役
堀義貴	(株) ホリプロ 取締役	見上チャールズ一裕	(株) ソニー・ミュージックパブリッシング 代表取締役

理事(学識経験者)		重要な兼職等がある場合はその旨	
上原伸一	国士館大学大学院 客員教授 デジタルハリウッド大学 特命教授	鈴木貴歩	ParadeAll(株) 代表取締役
戸ノ下達也	都留文科大学・明星大学 非常勤講師	堀江亜以子	中央大学法学部 教授

監事		重要な兼職等がある場合はその旨
佐藤和子(常勤)		本多央和(学識経験者) 弁護士、税理士
大谷明裕(正会員)		万城たかし(正会員)

会計監査人
監査法人ナカチ

- (注)1. 各学識経験者理事4名及び学識経験者監事1名並びに会計監査人は、当協会との間で、定款35条1項の規定に基づき、法人法111条1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としている。
2. 当協会は、法人法118条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結している。当該契約に基づく被保険者の範囲は、全ての理事及び監事並びに理事会で選任された重要な使用人(2025年3月31日現在該当者は副本部長2名)である。

## 2 職員数(2025年3月31日現在)

501人(嘱託職員を含む。) 内訳 本部347人 支部154人

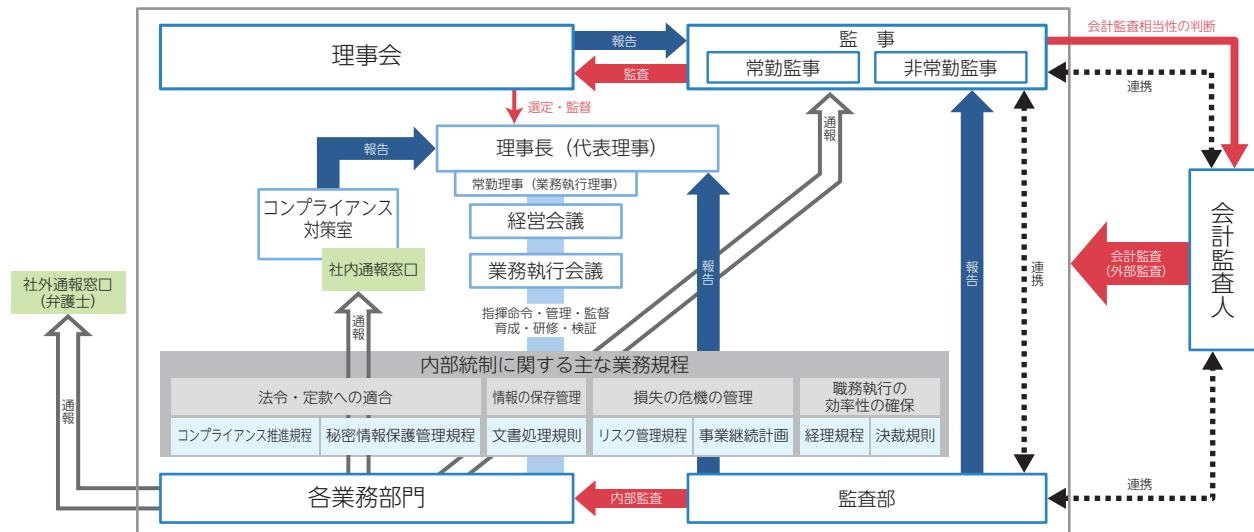
## 第10 内部統制システムの整備及びその運用状況

2010年4月、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(35ページ参照)を理事会で決議し(2015年4月、法人法施行規則の改正に合わせて一部変更)、同方針に基づく適正な事業運営に努めている。

内部統制システム(※)の運用状況は以下のとおりである。

※ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要な体制の総称

### 当協会における内部統制システムの概略図



#### 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

- 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づきコンプライアンスの徹底を最優先した事業運営を行っている。また、役職員に対して独占禁止法やハラスマントに関するコンプライアンス研修を実施したほか、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス法)の施行(11月1日)に対応するため、フリーランスへの業務委託についてのガイドライン等を作成し、周知した。
- 「秘密情報保護管理規程」、他団体への出向役職員の秘密情報保護に関する規程等に基づき、情報管理の徹底を図っている。
- コンプライアンス通報に対応するため、コンプライアンス対策室の社内通報窓口のほか、弁護士が担当する社外通報窓口を置いている。コンプライアンス対策室から役職員に向けてコンプライアンス通報事例等に基づく注意喚起を行った。
- BGMにおける利用割合(利用された楽曲に占める管理楽曲の割合)の反映を開始した。

- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について  
理事会等主要な会議の議事録等は、「文書処理規則」等の業務規程に従って作成し、保存した。
- 3 損失の危機の管理に関する体制について  
「リスク管理規程」「資金の管理・運用に関する規程」等の業務規程に従い、リスクへの対応及び当協会の財産の損失防止を図るとともに、2020年度に制定・施行した「事業継続計画(BCP : Business Continuity Plan)」の適切な運用に向けた分配業務初動訓練及び実務作業訓練を実施した。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われる 것을確保するため의体制について  
業務運営を円滑に行うため、経営会議及び業務執行会議を定期的に開催し、詳細かつ迅速な意思決定を行った。  
また、「経理規程」「決裁規則」等の業務規程に沿った決裁、意思決定等を行った。
- 5 監事の職務を補助すべき使用人に関する事項について  
監事からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、速やかに監事補助人を配置することとしている。
- 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制について  
理事及び内部監査部門等は、その職務の執行状況について監事に報告し、必要に応じて説明を行った。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について  
監事の職務執行について生ずる費用又は債務は当協会が負担している。
- 8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制について  
監事は、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等と意見交換を行ったほか、経営会議、業務執行会議等の会議に出席するなどして、理事の職務執行の状況及び内部統制の実施状況の把握に努めた。

【参考】会議の開催状況

定時社員総会	6月26日	
社員への事業報告会	11月20日	
理事会	定例理事会 (12回)	臨時理事会 (2回)
経営会議	定例経営会議 (33回)	臨時経営会議 (9回)
業務執行会議	45回	
監事会	定例監事会 (12回)	臨時監事会 (3回)

## I 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当協会は、「音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与すること」を目的として掲げ、音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽文化の振興に資する事業などを通じて実践している。

当協会は、これらの事業の運営について、その指針となる「JASRAC行動指針」に基づき、コンプライアンスを最優先して適切に行うとともに、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

## II 内部統制システムに関する体制の整備

- 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法人法第90条第4項第5号及び法人法施行規則第14条第4号関連）

理事及び職員等が、法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理を持ち、適切に職務を執行していくために、以下の取組を行う。

(1) 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づき、当協会の社会的信頼の維持及び向上に資するための体制を整備するほか、公益通報者保護に関する体制を整備し、理事及び職員等の適切な職務執行を行う。

(2) 理事及び職員等に対して、定期的に研修等を実施して、法令及び定款等違反を未然に防止する。

- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（法人法施行規則第14条第1号関連）

理事の職務の執行に係る情報の管理を行い、適正かつ効率的な職務執行に資するため、以下の取組を行う。

(1) 理事の職務執行に係る情報として、理事会等主要な会議の議事録、社内決裁に係る起案書、各種契約書等を「文書処理規則」等の業務規程に基づき、保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。

(2) 「電磁的業務情報等保護管理規程」等の業務規程に基づき、情報セキュリティ体制を構築し、文書又は電磁的情報等の漏洩、紛失等を防止するとともに、情報の管理を徹底する。

- 3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（法人法施行規則第14条第2号関連）

協会を取り巻く危険やリスクがもたらす損失を予防するとともに、実際に損失が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、以下の取組を行う。

(1) 「リスク管理規程」等の業務規程に基づき、協会の業務に関する様々なリスクを未然に防止するとともに、実際に損失が発生した場合には、直ちに理事会及び理事長に情報が伝わる仕組みを構築し、損失の最小化に努める。

(2) 協会の財産の損失を防ぐために、協会財産の管理・運用に係る基準等を定める。

- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（法人法施行規則第14条第3号関連）

理事の職務執行が効率的に行われるため、以下の取組を行う。

(1) 各事業年度のはじめまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた経営資源を効率的に活用する。

(2) 定例理事会を月1回開催する。

(3) 業務運営を円滑に行うため、理事長、常務理事、常任理事、協会の職員等で組織する経営会議及び業務執行会議を定期的に開催し、理事長若しくは常務理事又は常任理事の職務執行を効率的に行うための審議を行う。

(4) 「経理規程」、「決裁規則」等の業務規程により、理事及び職員等の職務執行が円滑に行われるよう、その基準を明確に定める。

- 5 監事がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の理事からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する監事の指示の実効性の確保に関する事項（法人法施行規則第14条第5号から第7号まで関連）

(1) 監事からその職務を補助すべき使用者を置くことを求められたときは、速やかに監事補助人を配置するものとする。この場合において、監事に人選に関する意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(2) 監事補助人は、監事（当該監事補助人が補助すべき監事に限る。（3）から（5）までにおいて同じ。）の指示に従いその職務を遂行する。

- (3) 理事及び職員等は、監事補助人が監事の指示に従って行う調査に対し、誠実に協力するものとする。
  - (4) 監事補助人は、その職務について監事以外の者の指揮命令を受けないものとする。
  - (5) 監事補助人の考課及び異動について監事に意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。
- 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制（報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。）（法人法施行規則第14条第8号及び第9号関連）
- (1) 理事及び職員等が次の事項を発見したときに遅滞なく監事に報告をするための連絡体制を確立し、それを理事及び職員等に周知徹底する。
    - ① 法令、社会規範又は協会の規程等に違反する事項又は違反するおそれがある事項
    - ② 協会の社会的信頼又は事業運営の公平・公正を失わせる事項又は失わせるおそれがある事項
    - ③ 上記①及び②のほか、協会の業務又は財産に損害を及ぼすおそれがある事項
  - (2) 上記（1）の報告をした理事又は職員等に対して当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしてはならないものとし、その旨を理事及び職員等に周知徹底する。
  - (3) 理事会は、監事から上記（2）に反する取扱いがされた疑いがある旨の報告（法人法第100条に規定する報告）を受けたときは、事実関係の究明を図り、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（法人法施行規則第14条第10号関連）
- 法人法第106条の規定による費用の前払又は償還の請求その他の請求の手続については、監事の意見を聴取した上で定めるものとする。
- 8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（法人法施行規則第14条第11号関連）
- 監事の監査が実効的に行われるため、以下の取組を行う。
- (1) 監事の求めに応じて、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等は、定期的及び隨時、監事と意見交換を実施する。
  - (2) 監事は、経営会議、業務執行会議その他の重要な会議に出席できるものとする。
  - (3) 監事は、職務執行の状況及び内部統制の実施状況を監査するために、理事及び職員等に対して、いつでも報告を求めることができる。報告を求められた理事及び職員等は、当該事項について速やかに報告を行う。

以上